

「全国公害被害者総行動実行委員会 6/2 諫早湾干拓事業開門要請交渉」の記録

2008年6月2日 14時30分～16時30分 農水省本館南入口仮設2階

<出席者>

国会議員； 大串博志、穀田恵二、仁比聡平

農水省； 瀧戸淑章・農地整備課施設管理室長ほか3名

研究者； 宇野木早苗・元東海大教授

その他； 諫早湾・有明海漁業者4名、弁護士9名、支援団体市民等約10名

後藤 本日は公害総行動の一環としまして、有明海の再生を求める農水省と漁業者たちの懇談会を開きたいと思います。今日は農水省の方々、お忙しいところどうもありがとうございます。まず交渉に先立ちまして、よみがえれ有明海「大浦・小長井訴訟」の原告団団長から、要請書を手渡したいと思います。では農水省の方、前にお願いします。内容は従前送らせてもらっているものの通りです。それでは交渉に先立ちまして、今日は国会から三名の先生方が見えられています。三名の先生方にそれぞれご挨拶を頂きたいんですが、それではまず民主党の大串先生からお願いします。

大串 大串博志でございます。今日は総行動の日ということで、我々有明海で漁業を営む皆さん、そして諫早湾干拓事業に大きな利害関係と関心をもち、中長期開門を何とんでも果たして頂きたい、こういう要請を強く訴えさせていただくために参りました。農水省の皆さんにも、これまでお話し合いを続けさせていただき、かなり論点は私は見えてきている、詰まってきているというふうに思います。その中で、中長期開門をして、そして本当に良い有明海を取り戻すんだという点に向けて、是非、詰まってきた論点の中で、我々はこの段階で、省として、高いレベルも含めて、政治判断をもらう、こういう時期に入ってきていると思います。もう、いろんなことばの上での議論というのは、理屈上、相当程度詰まってきている、あとは決断の問題だというふうに思っておりますので、今日の行動の皆さんの思いを是非受け止めて頂いて、省全体の決断につなげていただきたいというふうに、私達も国会の場でその決断を求めて、さらに更に詰めをしていくつもりでございますので、どうぞよろしくお願いします。冒頭、わたくし大串博志の方からご挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。(拍手)

後藤 ありがとうございます。続きまして日本共産党から、穀田先生お願いします。

穀田 私は衆議院議員の穀田恵二です。すでに私どもの国会議員のところには、「よみがえれ有明海・国会通信」ということで、この間9通ものそういう情報が流れています。そこにあるのは、漁民の方々の要望と、そして開門に係るいわば論点というものが、十分いろいろな形で議論されたということが出されています。私今日はちょっと途中で中座をいたしますけれども、やはりここは真摯に、今農水省が宝の海をどないしたら取り戻せるかということに対する意見をしっかり聞いていく必要があるだろうと思います。科学的知見は

すでに結論を出しているとは思っています。この間でも共産党は、ご承知かと思うんですが、紙議員が農水委で質問をし、赤嶺議員が主意書を出したりなどしまして、この問題についての態度を明らかにしています。是非今日は、漁民の皆さん、そして有明を何とかしたいと思っている方々に対して、そういう思いをしっかりと受け止めて頂く必要があるだろうと考えています。私もその一員として来させていただいたことを訴えて、ご挨拶に代えさせていただきます。おおきに。(拍手)

後藤 ありがとうございます。同じく日本共産党から仁比参議院議員です。お願いします。

仁比 皆様ご苦勞様です。農水省の皆さんには、私自身の立場はかねてから申し上げてきたわけですけど、今日この公害総行動デーの交渉にあたって、小長井それから大浦、この漁民の皆さんが、激しい提訴妨害があった中で、それを乗り越えて、有明海の再生を願って提訴をされたという、この決意の重みを是非受け止めて頂きたいと思っています。これまで諫早湾干拓をめぐる、いろんな経緯等歴史がある中で、小長井・大浦の皆さんが今度提訴するにいたったのは、私は開門すれば、開門すれば海は甦る、海は戻るという確信が、この漁民の皆さんの中に固い信念としてあるからだということを、この間痛感してまいりました。そして提訴後、漁民の皆さんと懇談をさせて頂く中で、諫早湾内の漁業が、農水省がおっしゃっていたこととは全く逆に、壊滅的な状況になっていて、明日も生きていくことが難しいという深刻な事態にあるということも、改めて認識を広げてきたわけです。その中で短期開門調査の時に、開門すれば海が良くなったという、諫早湾内そして有明海漁民のこれだけの実感がある中で、これを正面から受け止めるのが皆さんの責任だと思うんですね。この間、公共事業チェック議員の会で、勉強会や交渉を重ねてきましたけれども、この漁民の皆さんの実感を否定する根拠、科学的な根拠を皆さんのほう側でお持ちだとは私には到底思えません。だからこそ大串先生からお話があったように、今の最大の焦点は、開門への政治決断だと思います。皆さんがこの政治決断を出来ないというのであれば、大臣あるいは福田内閣を挙げてその決断をするべき時であって、そのことを今日正面から受け止めて頂きたいと思います。主催者と言いますか要請者の皆さんの側からは、大臣あるいは副大臣の出席を求めますという経過があったようですけども、今日、お出では頂いていないようですが、この大臣の政治決断で、開門しないという中長期開門はやらないと決めただったら、その後4年間の間にこれだけの有明海異変と漁民の被害が広がっている中で、今度は政治決断をするのは、今の若林大臣の責任ではないでしょうか。私はそのことを正面から受け止めて頂きたいというふうに思っております。以上です。(拍手)

後藤 国会の先生方、どうもありがとうございました。それでは交渉にあたって、農水省側の参加者の簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

農水省 私、農林水産省農村振興局の施設管理室の瀧戸と申します。よろしくをお願いします。

農水省 事業計画課の藪内といいます。よろしくお願いします。

農水省 農村振興局資源課の菅原と申します。よろしくお願いします。

農水省 農村振興局設計部の柴田です。

後藤 それでは早速交渉に入りたいと思いますが、今日は現地有明海から4名の漁民が来ております。一名は今、環境省との交渉に入っております、この場には三名が代表してきております。まず現地有明海で今どういうことが起こっているのか、漁民の声を聞いて頂きたいと思います。では松永さん、お願いします。

松永 何回も話してますけど、本当に今、工事も止まって、昨年のアサリ・カキ被害からそのまま引きずりまして、現在アサリを、秋に入れたアサリをとってしまって、あと来月、今月から仕事がないような状態なんです。漁業をすと言っても、漁業はどうにもならないし、それを今年年配の方に言われて、「なんとか出来んのか」と言われてきましたけれども、何とかして頂きたい。それと小長井の方では貧酸素対策と言って、国と県が多分されているんだろうと思いますけれども、私はその役員会に出席できませんでしたが、曝気をするような形、方向で、その試験をやるということで決まったそうです。そういうのをやっても、何の解決にもならないんです、実際にはですね。まだそういう小手先のことをやろうとしている。それも私たちの組合は一応、執行部の組合長が自民党の方でありまして、推進側の、極力そっちに近い方の組合長でありまして、特に今まで国の方に協力をしたような形でやってきたわけですね。しかしもうここになって、漁業者がどうにもならないと、何とか海を戻すことは出来ないんだろうかということで、役員会でも話をしているんですけども、まだまだいろんな形での国からの飴玉、県からの飴玉で、現在引きずっております。それと私たちの訴状・名簿がですね、この間の、つい最近の役員会に出ておりました。どこからか漏れているはずなんです。私たちはその個人情報、ある程度、一定期間守られますよと言っていましたけれども、それが漁協の方に行って役員会の方に回っております。それで原告の人には、補助金とか補助事業とかはやらないという圧力を、まだうちの漁協の組合長は示唆しております。これは何ででしょうか。これが漏れる所は、私たち原告団と、弁護団と、あと国、裁判所、そこからしか出ないはずなんです。それは私は不思議でなりません。何のために関係ない組合のほうに、そういう訴状がいたり、個人名簿がいたりしているのか。本来私たちは悪いことをしているという気持ちはありません。ただ素直に有明海を戻したいという気持ちで、なんで国を訴えたかと言いますと、やはり国から騙されているということしかないんです、私たちとすれば。あなたたちは、いろんな学者の方を使って、日本の指折りの先生方の出したアセスメントなんだと、そういうことで私たちを騙して、いかにも影響がないような言い方をして我々に印鑑をつかせておいて、それで結果的にはこういう状態になった。それを何にもしないで逃げようとしている。逃げているから私たちは、裁判をせざるを得なくなったわけですよ。よく聞いてください。あなたたちから本当に騙されたという気持ちを、私たち大きく持っていますよ。今日は、ちょっと言いたいことを言わせてもらいます。本当にあなたた

ちが人間であって、紙の上でそういう仕事をしながらですよ、本当に私たちの生活のことを考えたら、現場に来て頂いて、本当の現場の声を聞いて頂きたい。ぐるぐる回って、事業所から熊本の農政局、そこから上がってきたやつをまともにとって、関係ないんだと、そういう言い方で言われても、私たちは現実そこにいて、被害を受けている人なんだ。受けているんです。生活ができなくてアップアップしているんです。そういう人たちを、あんなたちは足で蹴やるような、今そういう状態なんです。私たちを助けてくださいと、言いたいんです。しかしあなたたちに助けてくださいとお願いしても駄目だから、第三者の力で何とかしてもらおうと、裁判をせざるを得ないわけなんです。本当に国民が、国を相手取って裁判をするというのは、悲しいもんです。自分たちの国をですね。しかしその国の要請をあなたたちが、何人かの人たちのために、公害でも何でもそうなんですけど、何人かの人たちの善良な気持ちがあれば、どうでも防げることなんです。だから私たちは、本当に争いたくない。何とか海を戻して頂ければいいんです。責任も補償も、そういうことよりも、私たちが言いたいのは、やっぱり約束を守って、我々は漁業で生活をしているんです。漁業が出来るようにしていただければ、何も文句言いません。ですから間違いは間違いと。間違いじゃなくてもいいんです。これがだめだったなら、こういうことをして海が戻せるんだったら、何とかしましょうと。私たちは責任とか、犯人探しはしたくありません。ただ私たちが今まで見てきて、これをやったら出来るんだと、そういう自信はあります。だから出来れば、出来ればじゃない、必ず、それを実行させていただきたい。そういう思いで今日は来ましたので、どうかよろしく願います。(拍手)

後藤 佐賀県の大浦から、漁業者・平方が来ております。平方さん、願います。

平方 私は佐賀県有明海漁協で、大浦支所で漁業をやっています平方といいます。いつも農水省さんとの交渉の時には来らせていただいて、いつも私の意見を言わせてもらっているわけですけど、やはり漁民が本当に漁業で生活が出来る、そういう海を、有明海を作ってほしい、それを出来るのは、やはり国、行政だと思います。私たちがいくら叫んでも、行政のほうで、はい分かりましたと言われなかったら、いくら自分たちが何百人、何千人の声を出しても、出来ないことだと思います。何とか農水省の役人であっても、人間の心を失わないで、漁民のこの本当の苦しい叫びを、耳を傾けていただいて、聞き入れてほしいと思います。私たち漁協は、小長井漁協と一緒に、漁船漁業で生活をしております。有明海はいま、ノリがほとんど水揚げの多くを産出しているわけですけど、ノリが始まる前は、タイラギとかアサリとか、エビ、それにカニ、魚とか、そういうのが主に水揚げされて、有明海は豊饒の海、宝の海と言われた、そういう状態がずっと続いてきたわけですけど、そしてまた私たちの大浦地区は、漁業者の息子に生まれたり、次男でも三男でも漁業が出来る、そういう豊かな海だったんです。ですから私たちの組合は、後継者不足と、よその組合が言われているのが嘘のような思いで聞いておりました。しかし諫早干拓が始まってから、後継者ができずに、そしてまた漁業が出来ないということで、廃業される組合員の方がだんだん毎年多くなって、干拓前までは 400 数十名いた組合員が、今 273 名に

なっております。この 273 名は、今年漁業が出来なかったら、もっと減るんじゃないかと、もう 200 を切って、100 台になるんじゃないかと思えます。そういう状況になったときは、私たちの地区は漁村の姿をなさない、本当に高齢化が進んだ限界集落になるのではないかと、それが一番私たちの心配の種です。漁業ができる豊かな海があってこそ後継者ができ、そこに活気があふれ人口が増えて、私たち 4 千足らずの小さな町ですけど、行政が成り立っていくようになるんじゃないかと思えます。今の状況で私たちが生活ができないから、国になんとか生活ができるような改善策をお願いしますと言っても、国は見向いてくれないと思えます。いま国に、そういう豊かな、昔のような情勢ではないということ、私たちが理解しております。ですから漁業者が本当に魚をとって貝を採って生活をできる豊かな海を戻してもらったら、私たちは国にまた返すことができます。それは国民を豊かにすることと、また国が豊かになることは一体じゃないかと思っております。そういう本当に何が国を豊かにするか、国民の心を豊かにするかですね。前も言われてましたけど、日本の国を愛しますか、と。やっぱり行政が国民の目線に立った行政をしてもらったら、国民はそれなりに国に返すことが出来ると思えます。そしてまた国を愛せると思えます。今の状況で私たちに、国を愛せますかと言われても、国は好きです、しかし今の行政には本当に、私たち漁民を助けてくれるような本当にそういう行政であるかということは、疑問をもっております。ですからこの前も言ったんですけど、私たち大浦の漁民が、はたして今年何日漁業をしてきたか。私もアサリもやってますけど、いま漁船漁業で沖に船を動かしたのは、20 日くらいです。あとは燃料のいらぬアサリをとったりして生活しております。そしてまたアサリも昨年、だいぶ死んでしまったので、この前も言ったと思えますけど、玉ねぎの収穫に行っております。漁民がなんで玉ねぎのアルバイトをしなけりゃいけないんですか。海が良かった時は、本当に家族全員にこやかに心豊かに生活ができておりました。本当に国民の豊かな心と、国の豊かな政治を私たちは望んでおります。ですから、いろんなしがらみもあると思えますけど、本当に私たち漁民の声を聞いて頂いて、このような状況だったら、一日も早く水門を開けてみようという、そういう決断をされるように、一日も早く決断ができるように、皆さんも本当に私たちの声を聞いて頂いて、皆さんのそういう気持ちに変化が出来ることを本当に要望します。以上です。(拍手)

後藤 今日には佐賀からもう一人、漁民が来ております。川崎賢朗さんをお願いします。

川崎 こんにちは。私も平方さんと同じ佐賀なんですけれども、諫早から一番遠い湾奥の佐賀市川副町南川副漁協という所から来ました、川崎です。私も毎年農水省交渉に伺っていたんですけども、今日のメンバーは初めてということで、まただんだん開門に向けて農水省交渉もうまくいってるよと、いうことを聞いて楽しみにしておりますので、今日はよろしくをお願いします。少し報告をさせていただきます。私の組合は、100%と言っていいほど、ノリに依存しております。皆さんもご存じのとおり、データだけ見ればノリは今年も、豊作とは言えませんが、取れている部類に入るかと思えます。しかし、毎年言ってるんですけども、それには漁期を延ばし、数字のマジックとも言えるように安いノリをい

っばいって、やっと数字が上がっているだけで、今年みたいに油が高いと、その経費に食われて大変です。私の組合は日本一と言われるような漁場を持ってますけれども、その組合ですら、50代前後の人が今年5人やめます。これは廃業です。ノリが良いという中で5人ですよ。まだ生活しなくちゃいけない50代、40代の方もいらっしゃいます。皆さんと同じくらいで、ノリやめて、何で生活できるんですか。いい時にやめておこうというような思いでやめているんですよ。不安で不安でたまらなく、いいと言われるノリですら、やめているんですよ。これが現状です。数字だけじゃなく、本当の現実を、松永さんの言われたとおり、現場に来てですね、漁業者から、特にトップといわれる組合長とかではなく、一般の漁業者から声を拾い上げてください。組合長はどうしても政治的に言えない部分があるんじゃないかと、私は察しております。下下の声を是非聞いてください。そしてもうひとつ、去年と今年の大きな違いは、もう営農が始まっているということじゃないかと思っております。私たちは前々から営農のことについてはいっさい触れておりません。とにかく海を早く回復してほしい、そこで生活できるようにしてほしいという訴えをしてみました。それには、やっぱり開門です。開門と農業は、営農は、両立できるもんだと、私は信じております。皆さんの力で、今年が共生元年ということですね、農地と船で働く私たちが、生活できるようにして頂きたいと思っております。今日はよろしくお願ひします。(拍手)

後藤 ありがとうございます。今の挨拶や要請にもありますように、今日はまさにいま、漁民たちが困っている現状から、農水省には開門を決断してほしい、そして開門に向けた調整池に代わる農業用水の代替水源を具体的に確保すべきだという要請で来ました。その中で今まで数度交渉を重ねてまいりましたが、もはや開門できないという理由にはなんら合理性がないことが前回までの交渉で明らかになりました。そのため全国公害被害者総行動デー実行委員会は、今日この場に農水大臣ないしは副大臣の出席を希望する、要請するとして、何度も要請書を送りました。しかし農水省からは、通常このような要請は事務方が受けることになっておりますので、大臣・副大臣の出席は難しいという回答でした。通常このような場合と言われましたが、今日、お手持ちの資料の中に、自殺者リストというのがあります。こんだけの人が、明らかになっているだけで、有明海で死んでいます。もはやこの水門を開けるといのは、待たない緊急の課題です。通常の場合ではありません。そこでまず、この交渉に先立ちまして、今日どうして農水大臣・副大臣がここに来れなかったのか、その点をご説明願いたいと思います。

農水省 農林水産大臣・副大臣とも、農水省のいろいろな仕事に携わっておりますので、その広範な仕事の中で、いろいろと仕事が非常に立て込んでいるという部分もございます。先ほどお話がございましたが、こういうご要請につきましては事務方でお受けをして、お答えさせて頂くということで、私どもは参っているわけでございます。

堀 いろんな裁判で、被害者と大臣や副大臣が会うということはあるじゃないですか。なんで農水大臣が有明の問題でできないんですか、それを聞きたい。

農水省 …

堀 一般論を聞いているんじゃないですよ。この有明の裁判で、いま被害を訴えた漁民がここに来て。これまでの積み重ねもある。あとは政治決断を目指したいんだという時に、いろんなこれまで公害関係やそういう被害者が、所轄の大臣に会って直接に訴える、いっぱいそんなシーンあったじゃないですか。なんで有明で農水大臣出てこないんですか。そこを聞いている。

農水省 一般論と申し上げましたが、今ほどお答えさせていただいたことに尽きるところでございまして、この開門その他との関係につきましては、まさに、いま堀先生言われるように、裁判にもなっているところでございますので、そのあたりにつきましては裁判の中できちんと裁判所のほうで判断をしていただくことになるのではないかなど、いうふうに思っているところでございます。

堀 その裁判になっている事例で被害者と担当の大臣等が会って、話をして解決に向けて大きく動き出す、たくさんあることじゃないですか。じゃあ、あなたたち、今日この場で開門するかどうか、そういう判断できるんですか。どのくらいの権限を持ってきているんですか。

農水省 私どもといたしましては、いつも、この間の勉強会でもお答えをさせていただいておりますように、中長期開門につきましては、それをしましても非常に長い年月がかかるということがあり、それで非常に長期、あのう、まあ、その結果ということについても必ずしも明らかではないということ、それからその一方で…（堀 従来の見解を繰り返すために来たんですか）はい？（堀 従来の見解を繰り返すためだけに来たんですか）あのう…

羽生 長い年月がかかるなんていうことはありえないということは、この間の交渉でもはっきりしたじゃないですか。短期開門と同じ条件だったらいつでも開けられますよ。

農水省 それにつきまして私どもの考え方をお答えさせていただく（堀 それは従来まで聞いたじゃないですか。いや、ですからね、それはね、この間ね、聞いたじゃないですか）…ために参っているわけでございます。

馬奈木 何べんも何べんも同じことを繰り返してるよね。4年間も同じことを繰り返して一歩も進歩がないよね、あなた方は。

岩井 それを変えないためだけに、あなたたち毎回毎回出てきよっとるとなかですか。

馬奈木 4年間、同じことを繰り返したんだよね。亀井大臣が出来ないって言った理由を、そのまま繰り返して言っただけだろうが。なんか進歩があったのかね。

農水省 出来ないと申し上げている理由に特に変更はございません。

馬奈木 ね、同じことを繰り返している。

羽生 だからその理由が、合理的根拠がなかったことが分かったわけじゃないですか。（岩井 前回そうだったじゃないですか）それに基づく、新たな農水省の判断というものをこの場で示してほしいと。それが事務方では無理であれば、政治判断のできる方にご出席い

ただきたいというのが、私たちの要望だったわけです。それに真正面から答えてほしいんですよ。

農水省 その部分につきましては、私どもの主張は主張で、させていただいているところでもあり、裁判の中ですね、必要な判断というものは出てくるのではないかというふうに思っております。

馬奈木 大臣に直接聞いてほしいって言ってるんだよ。あんた方が、どんなふうな説明をしているのかどうも私どもには不安がある。大臣に直接聞いてほしいだ。

羽生 どういう報告をしたの？上には。

農水省 このような会でおっしゃっているような内容につきましては、逐次ご報告を申し上げます。

羽生 それだけじゃあ分からない。

堀 だから先ほど議員の先生方も言ったように、これ傍から見て、いま政治決断が求められる、そういう状況に来てるんだということなんですよ。その時に何であなた方が、従来からの見解を繰り返すためだけに、ここに来るんですか。

大串 今回、開門しない理由について、何度も議論そちらから聞きましたよね。それで今仰ったように、亀井大臣が判断された時と理由は変わってませんと仰ったことを繰り返すがごとく、私たちに対する説明もずっとそうでした。ところが私たちの方から、皆さんがおっしゃった出来ない理由に対して、こうすれば出来ない理由はなくなるんですよということも示して、議論をしてきた。そうすると、かなりの開門できない理由は潰れていると思いますね。で、最終的に出てきているところは、ここにも要請書にもあるけれども、代替水源を探すということを要請し、そしてその上で、開門してください、と。開門に関して予期せぬ被害があるということに関しても、予期せぬ被害が何かは全く分からないという状況で、もう議論はほとんど収束して、あとは大臣・副大臣の政治判断なんだということになってきていると思うんです。実際、一昨日の佐賀県で開いた「有明海・不知火海フォーラム」においては、副大臣の方、出てきていらっしゃってる。なぜ佐賀県で出てこれて、ここには出てこれないのというの、私は非常に疑問だし、なぜ政治決断が必要なのに、大臣・副大臣の影が見えないのかというのも非常に不思議なんです。いま論点が非常に詰まってきていて、あとは大臣・副大臣の判断なんだということは、大臣・副大臣の胸にはちゃんと明らかになってるんでしょうか。そこ、どうですか。

農水省 繰り返しになりますが、今までの論点の部分につきましては、どのような結論が出ているかということも含めてですね、私どもとしては、まだ裁判の中で争っている議論につきましては、特にそれに決着がついているというふうにも考えていないところでもございますので、そのあたりにつきましては、まさに今お互いに、きちんと示すべきところは主張させていただきまして、その中での第三者の判断を仰ぎたいというふうに思っています。

仁比 おかしいじゃない。この間の交渉の時にはっきりしたのは、中長期の開門ができな

い理由として、皆さん予測できない被害が起こる恐れがあるというふうに亀井元大臣も言ったんだけど、それはバックデータがあったり、省内の何か稟議があったり、そういうものではなくて、大臣の、当時の大臣の決断としてそうだというお話だったんでしょう。だったら今の大臣に、決断してもらえないじゃないですか。政治判断、もう一回問うしかないじゃないですか。裁判所でどうこうっていう話じゃないでしょう、もう。開門できない理由は、当時の大臣がこう判断したからだ、あなた仰っているんだから、農水省 そう仰っているんだから、そしたら開門するかしないか、これを決断するのは大臣でしょう。なのにどうして、この漁業者の皆さんの声を聞かないの。

農水省 第三者委員会の結論と申しますか、報告書に基づきまして大臣が判断したと…

仁比 だからバックデータ出さないって言ったけれども、それはありませんというお話でしょうが。

馬奈木 稟議書もないって言った。

農水省 判断の資料は、だからその第三者委員会の報告書ということになると思います。

仁比 だから、そういうのに基づいて亀井大臣が当時判断したんでしょ。それから四年経ってね、こういう事態予測してたんですか。調整池の水質の問題だって、その頃こういうふうになりますよと、あなたたちそういうふうに答弁したけれども、それは全く逆の事態が生まれてる。四年前と状況変わっているじゃないですか。若林さんが、大臣として判断しなくちゃいけないんじゃないの、今。その時に漁民の声は聞かないんですか。

農水省 私どもとしましては、繰り返しになりますが、まさに今裁判でその辺の議論がされている…（野次多し）

堀 今日お手元に資料があるでしょう。自殺者のリスト、それから被害の聞き取り。われわれが政治決断求めているのは、待ったなしだから求めているんです。裁判で話すって話じゃないでしょう。

馬奈木 判決で負けるまでは何もしないと云ってるわけか。自分で決めるべき問題だろう。

農水省 水産の関係、漁業の関係につきましては、1980年代の後半から、有明海につきましては相当下がっているというふうな状況があるというふうに・・・（岩井 違うでしょう、今の事態は）・・・

堀 さっきからの三人の話どうなってるの。

岩井 何聞いてるんですか。

農水省 ……そういう中で有明海の再生を願うという部分につきましては…（菅波 深刻さが全然違うんですよ。それを判ってないんですか。）…同じ議論であります。そういう中で、再生に向けて私ども水産庁とともにいろいろな調査をし、実証の事業というようなことも…

仁比 瀧戸さん、あなたね、80年代から悪くなったと言うけれども、80年代からこういう自ら命を絶つていう事態が、こんなに広がるっていう事態があったと言うんですか。

堀 今日の自殺者リストを見てくださいよ、これ。中長期開門をやらないってね、当時の

農水大臣の発表、あれ 2004 年の 5 月ですよ。このうちの半分はね、半分はそれからの自殺者なんです。こういう事態、調べてるんですか。あなた実際に有明海に行って、さっき松永さんだったかな、実際に来てからね、一人ひとりの漁民の声を聞いてほしいって、言ったのはまさにここですよ。あなた来てからね、実際に漁民の声を聞いて、言ってるんですか。

仁比 さっき南川副で、40 代 50 代で 5 人が今年廃業するって話がありましたけど、そんな事態が 80 年代にありましたか。廃業したり自殺に追い込まれていってる漁民を冒涇するものですよ、あなたの発言は。どういうつもりでそういう認識を言えるわけ、ここで。

農水省 データに基づけば、そういう議論になるかと思っております。(野次多し)

堀 本来ならば、あなた方が行かなければいけないの。それをわざわざ漁民が上京して来て、わざわざ訴えているわけじゃないですか。もともとのリストを見てくださいよ。ちょっと漁民の間を回っただけでね、これだけの被害が明らかになる。おれね、小長井・大浦の漁業被害の時、聞き取りやりましたよ、弁護団で。ちょっと聞き取りするだけで、大変だっていうことがよくわかる。実際に漁民のところに行って聞いてくださいよ。こんな事実がある、次々出てくる。それやってなくて、裁判待ちましょと、そんな無責任なことがありますか。

大串 あとね、私も役人だったから分かりますけど、「裁判の途中なので、その中で、お互い主張し結果を待ちたいと思います」、この間も国会でもそういう答弁なされた方もいました。しかしこれは一見答弁しているようで、実は答弁になってないですからね。よくいろいろな答弁を調べてみますと、あるいは行政実例を調べて頂くと分かりますけれども、裁判の結果が出る前に、行政として何がしかの行政判断をする、政治判断をする、これはしてはいけないこともないし、排除されているものでも全くない。その通りですよ、どうですか、そこ確認できますか。

農水省 ちょっと私、そういうふうには詳しくないので、あれですが…

大串 ちょっと待った。詳しくないならなぜ、詳しくないならなぜ、裁判が終わるまで…

農水省 …基本的には、先生のおっしゃる通りだとは思いますが。

大串 でしょ。裁判が終わるまでに行政判断が出来ないわけではないですよ。であれば、先ほどおっしゃった、裁判の中でお互い主張して裁判の結果をとというようなことをおっしゃったけれども、それは論拠にはならないんですよ。ここで、あるいは、いつの場でも、農水省のほうで、行政・政治の判断がもう出来る状況にあるんですよ。じゃないですか。

羽生 C 型肝炎、どうだったの。

農水省 私どもとしましてはですね、主張の中身としましては、まさに繰り返しになるような部分について、今時点で代わるもの持っていませんので、それで言わせて頂くしかないし、そういう意味では判断が変わる要素は今の時点ではないということでございます。ですから(菅波 それはあなたからじゃなくて大臣と話したいと言ってるんじゃないですか) 裁判で私どもの主張をさせていただいた上でどう判断されるかという所にいかない

と、なかなかそういう部分について・・・

仁比 今も、今も声があったけれどもね、何でそれだったら、瀧戸さんはじめこの事務方の皆さんが出てきたわけ、ここに。政治決断を求めると言う要請でしょ。したら政治決断ができる人か、もうやらないと決めた人か、出てこないとだめじゃないの。これまでの主張を繰り返すために、あなた出てきたんですか。(農水省 あのー)で、その権限しかないわけね。だったら呼んできなさいよ、副大臣。大臣呼んできてください。

農水省 今日私どもが頂きましたのは、この要請書に基づくものでございますので、これに基づいて…これに correspond させていただくということで出席をさせていただきました。

菅波 すり替えてるんじゃないですか、ちょっとー。もともと大臣・副大臣の交渉を申し入れているわけじゃないですか。

堀 今からでもいいんですよ、連れてきてくださいよ。だって、従来からの話の繰り返しの聞くだけだったら、我々ここにいたってしょうがないじゃないですか。

馬奈木 大臣は、会う気がないって言ったの。こういう要請が来てますけどって言ったら、いや会う気がないよ、お前たちやっておけと、大臣そう言われたんですか。

岩井 あんなたたちが出させないんじゃないですか。

馬奈木 大臣は会う気がないって、本当に自分でそう仰ってるの。その点ははっきりさせとって。

堀 大臣、副大臣、彼らの政治家としての判断として、会わないって言ってんですか。

羽生 大臣あての要請書よ。大臣の決裁があったわけでしょ。決済、求めたんでしょ、大臣に。

菅波 そこ、はっきり答えてください、はっきり。

農水省 直接私がこの部分につきましてご説明したわけではないので、(菅波 なんですか)・・・ありませんが、そのようなご判断をされたのかと理解しております。

仁比 んー、どういう判断。

馬奈木 どこで理解したの。

農水省 ですから事務方で、この部分についてはお答えするということです。

馬奈木 というふうに誰が言ったんですか。

農水省 と大臣が判断されたというふうに考えております。(発言者多数)

馬奈木 考えたというのは、あなたの判断になってしまうよ。あなたの判断でそんなこと勝手に考えていいんですか。出来るわけないだろう、あなたがそんなこと。あのね、私どもがたとえば今村副大臣に会いたって言ったんだ、ね。そして、さっきも大串先生から紹介があったけど、土曜日、佐賀の集会に先生出てこられたましたよ。私、ご挨拶しましたよ。佐賀の集会には先生出て来てお話しされた、私どももご挨拶できた。なんで、ここで出来ないの。わざわざ東京まで出てきたら、急に会えなくなる。おかしいじゃないの。

羽生 あなた方が妨害してるんじゃないの。

馬奈木 先生は会う気がないなんて、仰ってなかったと思いますよ。なぜか会えない状況

が出来ている。おかしいじゃないの。どうしてなの。

農水省 …

馬奈木 どうしてなんですか。

農水省 蒸し返しになりますけれども、農林水産省、いろんな業務多岐にわたっておりますので…

仁比 何言ってるの、そんなこと聞いているわけじゃないじゃないか。

馬奈木 いろんな業務は関係ないじゃないか。

仁比 今村副大臣は、ここの皆さんとは会わないということを、あなたに指示したんですか。

農水省 私どもがお会いしろということで、えー、ま・・・

仁比 ……を指示したわけね、今村副大臣がそう言ったの。

馬奈木 そう言われたわけね。自分は会わないから、あなたたちで相手しなさいと。

農水省 そういうご判断があったものと考えております。(発言者多数)

仁比 あなたの判断を聞いているんじゃないんだ、事実を聞いているんだ事実を。今村副大臣はなんて言ったんですか。(農水省 私、直接に・・・) 政治決断とはそういうことですよ。政治決断というのは、その政治家の政治生命がかかっている話なんだ。(菅波 直接やった人と呼んできてください、じゃあ) 今村副大臣が、我々に会わないって言ったんですね。あなた、そうですって言うんだったら、それはそれで一つの大きな問題です。

馬奈木 そう、答えだからいいよ、聞いとくよ。思います、考えます、ではだめですよ。あなたが考えたんじゃない、そんなの聞いてもしょうがない。確かに今村さんは、今村副大臣は、この日は会わないって仰った、あなたそれ断言できるわけね。

農水省 私は、その場には居りませんでしたので、先ほどお答えしたような形でしかお答えできません。(発言者多数)

馬奈木 返事できる人、断言されましたと言う人、連れてきなさい。私は、その返事を聞きたい。政治生命が、私どもは当然判断の材料にしたいから。政治生命がかかると思っているから。政治家の仕事ってそういうものだと思っているから。大臣が聞く耳持たん、聞く必要もない、会う必要もないと仰った。今村副大臣が、自分の地元の問題を、聞く耳持たん、聞く必要ないと仰ったと、あなたがそう断言するなら、いや自分は断言できませんちゅうなら、そんな無責任な返事はない。断言できる人、連れてきなさい。私どもはその責任を問いたいと思うから。そういう問題だと、我々言ってるんだ。いい加減に思ってもらっちゃ困るんだ。そこ、はっきりさせてくださいよ。

岩井 今から行ってきてくださいよ。

馬奈木 地元で大問題になりますよ。今村副大臣は、会う気がないと言った、会う必要はないと言った、それなら。ご本人はそんなこと思っていないということは、くどいけど、土曜の漁民の集会にもわざわざ出てきて、ご挨拶されましたもの。自分の考え、おっしゃいましたよ。私どもは、そうだと思う、それが政治家のあるべき姿だと思う。当たり前だと

思う。今日、出て来れないというのが理解できない。

堀 大臣・副大臣に、直接具申するのは誰なんですか。あなたじゃないわけでしょ。省内で誰なんですか。直接返事を聞くのは誰ですか。

羽生 そのくらい答えられるでしょう。事務次官ですか、局長？ 答えてよ。

馬奈木 今日、出ないよって言う返事は、あなた誰から聞いたの。

農水省 …

堀 そのくらい国民の前にオープンにしてもいいじゃないですか。

馬奈木 誰から聞いた、その返事は。

菅波 本当は上まで上がってないんじゃないですか、この話。

陣内 黙ってて済むと思ったら大間違いだぞ。

馬奈木 いや答えてもらいましょうよ、いま、あなた誰から聞いたの、その返事は。

農水省 あの一、ま、担当の方から伺ったので…（発言者多数）

菅波 担当は誰なんですか。

農水省 ちょっと今、今日、席外しておりますので、居りません。

菅波 いるかいなにかを聞いているんじゃないかと、誰かを聞いているんでしょう。

堀 だって国民が誰に対してものを言えればいいのかって、そんなことも明らかにできないんですか。

菅波 黙ってたら分かんないじゃないですか。ちゃんと答えて下さいよ。

吉野 今日、居なくてもいいから、誰ですか、その人。

農水省 私が直接聞いたのは、課長補佐の「伊高？」という者から聞きました。（会場 うん？何の課長補佐？）

羽生 部署は？

農水省 農地整備課でございます。

馬奈木 大臣の返事をその人が何で答えることができる立場なの。

農水省 担当でございますから。

菅波 あなた課長補佐より下なんでしたっけ。

農水省 上ですけども、今回ちょっと、いろいろありまして、あの一内部で・・・

菅波 部下の指示を仰いだんですか。（会場 騒然）あなた案件の重要性が分かってないんじゃないですか。この案件を、あなた自分の上司に上げるべきなんじゃないですか。それが普通の感覚ですけども、農水省はそういう不思議な組織なんですか。

馬奈木 部下から言われて、あんた、はいつて、今日ここで返事しよるわけだ。

堀 伊高さんが大臣・副大臣に直接話したわけね。

農水省 いえ、その部分から先は、私は存じ上げません。（発言者多数）

馬奈木 無責任、子供の使い。

農水省 それはさらに上の方に相談して、当然そういう判断があったかとは思いますが、それでも。（発言者多数）

菅波 確実なことを確認して答えてくださいよ。

農水省 まああの、代理で参ったというか(笑い)、ちょっとあの、いろいろうちの方の・・・(会場騒然 馬鹿にしてるんじゃ・・・)・・・業務がございまして、(後藤 代理なら今回の・・・) まあ彼の上ですので、上の者が参ったというところでございます。(会場 嘲笑)

堀 ふざけてますよ。今日わざわざ漁民がここに来て話しているときに、何ですか、それいったい。

馬奈木 子供の使い・・・

農水省 ですから、ま、そういう意味では私が、彼の上司ですが・・・(菅波 だけど内容分かってないでしょう、あなた)・・・ですから今日のご要請書に答えろということであれば、先程私が申し上げたようなものでございますし、そういう意味では、(堀 いや政治決断を求めている) あの・・・

馬奈木 大臣に答えてほしいと我々要請したんだ、あなたに答えてほしいなんて言っていない、あなたの考え聞いたってしょうがない。大臣に答えてほしい、と。

農水省 その部分は、ご回答でも同じようなご質問が何度かあったかと思えますけれども、その度に・・・(堀 漁民が直接来て訴えたいという時にね、何でそれを聞けないんですか)・・・同じようにお答えをさせて頂いているというふうに思っております。

堀 漁民が直接来て、政治決断の話について話をしたいと、なぜそれが出来ないんですか。それが国会での議論に、解消されるんですか。そこを聞いてるんです。

馬奈木 直接大臣は、漁民の声を聞く耳持たんと、そう仰ってるのか、そういう問題になるんですよ、そう申し上げてるんですよ。国会議員の話を国会で聞いたかどうかじゃありませんよ。あなたは問題をすり替えている。

農水省 ・・・の点につきましては、また戻り、ご報告させて頂きたいと思っております。

吉野 あなた誰に報告するの。

菅波 課長補佐？(会場 笑い) 担当だもんね。・・・に報告するのか。

馬奈木 そして、どうすんの。報告してどうすんの。

農水省 まあ報告してどうするかということは、ちょっと私もお答えに窮しますけれども。

吉野 いやだから、報告したものが大臣にちゃんと伝わるんですか。

馬奈木 つまり大臣がお会いになるかどうかという声を直接聞きたいと、今日要請が出ている、強い要望だった、大臣直接お会いになりますか、あるいは今村副大臣直接お会いになりますか。

農水省 そういうお話があったことは、お伝えをさせて頂きたいと思えます。

松山 いま伝えてください、今呼んで来てください、お願いします。三人もいるんだから。一人くらいいなくなっただけいいんじゃないですか、あ、四人か。そうやってやり過ごすことは出来ません、時間を。みんな伏し目がちで。さっき漁民の人が、人間として声を聞いて下さいって言うてるんですから。あなたたちも頭がよくてその席に座っているんで

すから、ちょっと行って、聞いて来てください、連れて来て下さい。

農水省 …

堀 いや、どうなんですか。行かればいいじゃないですか。待ちますよ、ここで。いるんでしょ、今。

農水省 わかりません。(発言者多数)

堀 それも含めて確認してくださいよ。

農水省 大臣は今、海外出張中でございますので居りません。(堀 分かりました) 副大臣につきましても、ちょっと外に出ておるといふふうに思いますけど、よく分かりません。

馬奈木 よくわからん、思う話をせんといってください。事実に基づいてやろうよ。

農水省 仮におられるとしましても、先ほど来申し上げておりますように、私ども農林水産省、BSE から WTO の問題から、いろいろございますので、そういう中ですね・・・(岩井 それはあなたの判断でしょう)・・・という中で、この部分につきましては、今回は私どもでお答えをさせて・・・(発言者多数)・・・おりますので、そういうふうにご理解・・・

馬奈木 今その返事、副大臣に聞いて来て。いま副大臣はこう仰いましたと、私どもに責任もって報告してください。いいから。

堀 あなたの推測を聞きたいんじゃないんで・・・

馬奈木 うん、あなたの考えはもういいから、いま副大臣にちゃんと指示を仰いでください。

宇野木 後藤さんね、10分ほど休憩とって、その期間にちょっと相談してもらってはどうか。

農水省 休憩をとっても同じでございます。今回は、こういう形で要請書を頂きまして、私どもの方でお答えをさせていただくということで、皆さまもご了解を頂いたのではないですか。(会場騒然)

馬奈木 ご了解なんかしてない。そちらが一方向的に返事しただけだよ。

宇野木 これね、要望書、要請書あるでしょう。これはあなたの言ったようなことを聞くための要望書じゃないですよ、政治的判断を求めるための要望書ですよ、これは。要請事項を読んでください。だからこの政治判断を求めるために、この会議があるわけですから、ちょっと10分ほど休憩をとって、そしてちょっと様子を見て来てください。

後藤 大臣がいま居ないというのは分かりました。じゃあ副大臣は今どうなのか、会えないならどうして会えないのか、というのを副大臣側から聞きたい。今はあなたの推測ですよ。全く聞いていない、副大臣の気持は聞いてない。却ってあなたがそう言ってることを副大臣知ったら怒るかもよ。これ佐賀の問題で、自分の地元の問題で、こんなことで、WTOの問題があるから漁民には会えないなんて返事したら、それは佐賀では怒りますよ。

仁比 まあまあ、そういう理由かどうかも分かんないんでしょ。瀧戸さん自身が、今村副大臣のところに、この話が届いているのかどうか、直に確認したわけではないということが、これまではっきりしたんでね、もともと副大臣の要請・面談を求めていると、実際に直

に佐賀も含めて漁民の方々いらっしやっていて、地元から今村副大臣にお会いしたいということ、いま言われていると、ということ今伝えてもらって、その返事をもらってきて下さい。

後藤 それこそ10分で出来るでしょ。待ちます、10分を。

農水省 何度そういう話を頂きましても、私どもとしては・・・に基づきましてお答えさせて頂くことはここまででございますし、そういう意味でお会いしていただくということにはならないかというふうに思います。

馬奈木 それではね、あなたは大臣・副大臣の意を汲んで答えておるという前提に立っておられるようだから、我々地元で副大臣は会おうとしなかったと、農水省の下の役人を衝立にして、逃げ回ったと、面会を拒否したと、漁民の声を聞いて自分の口で答えてほしいという要請に、拒否されたんだと、私ども宣伝することになりますが、それでいいとあなた仰っているわけね。

農水省 それは私が馬鹿な役人だから、そういうことになったかも知れませんが・・・

菅波 だから馬鹿じゃない人に代わってくれて言ってるんじゃないですか。

馬奈木 いや、いいって今言ってるわけね。(羽生 ああ、いいんだ) ああ、頷いたんだ、はい、よう分かった。

後藤 今日ね、現地九州のマスコミ来てるでしょ。明日の新聞に載るってことですよ、今のが。

馬奈木 あんた、それでいいと言ったんだな。

堀 農水省の判断として、今村副大臣は漁民の声は直接には聞かないっていう判断なんですか。

農水省 聞かないっていうことではなくて、ですから、それこそ土曜日には行かれたんでしょ。そこでお話聞かれてるじゃないですか。

堀 だから今日なんで来ないんだと。話をすり替えないでくださいよ。

農水省 忙しい中で、今日こうやって私どもお会いしますということで、お答えをさせて頂いて・・・

堀 じゃあ今から、そうなんですかということ聞いて下さいと言っても、聞かないということなんだから。だから言ってる。

馬奈木 これは公式の場ですよ。公式の場ですよ。漁民の集会は漁民の集会ですよ、所詮。あなた、この違いをまた誤魔化そうとしている。私どもは、今日は正式見解をお聞きしたいと。正式に副大臣として、漁民の声を聞いて下さいと。そして正式に答えて下さいと。政治決断をお願いしますよと、そう言ってるわけです。

農水省 ですから、私ども今日こうやってお会いして、この会持たしていただく段階において、そのような形で是非会わなければ駄目だといったようなことでの理解をしておりません。(発言者多数) 今そういうお話があって、今行っても、副大臣お忙しいですから、そんな簡単にお会いできるものではありません。ですから、その中で、今こういうお話があ

ったということにつきましては、きちんと責任をもって、まさに人に行かせずに私が自らご報告をさせていただく・・・(発言者多数)

馬奈木 いまその報告をして、そしていいですか、今日はこういう理由で会えない、だけど漁民の声は是非聞きたい、そしたら機会を改めてその聞く機会を作ろうではないかと、会う気があるならそう仰るわね。それ普通のものの考え方ですわね。いいですか、今日はこういう事情があつて会えません、だけど漁民の声を聞く気持は十分にありますと、それじゃあ別途日にちを設定しましょうかと。それなら私ども、ああ聞いていただけるんですね、ありがとうございます、になるわけ。分かりますか。それから、いいや、日にちを変えようが何しようが聞く気はございませんと、そんなこと、声は聞く必要はないんです、という返事なら、それはそれで構わないから正式にそう答えてください、と。あなたがそう思うだけでは駄目です、と。分かりますね。

農水省 副大臣、漁民の方々の声を伺おうと、聞く気がないというふうには思いません。でもお忙しいですから、今すぐにそういうことを仰られても、私どもとしてもいかなども・・・(堀 だから今日が駄目なら日にち設定) お伝えさせていただきますというふうに申し上げているわけです。

羽生 先週から申し入れしているんですよ。

馬奈木 あのね、日にち設定は分かりました。日にち設定しようというお答えをなさるかどうかが、聞いて来て。それでいいよ。今すぐここでね、忙しいからその日にちの協議まで出来んけれども・・・

農水省 今すぐここで答えると言いましても、私も非常に無理があると…

後藤 あなたが答えるんじゃない、大臣が答える。

馬奈木 大臣にそれを聞いてきなさい、副大臣に聞いてきなさいと、簡単に聞けるはずだと。(陣内 聞いてくることもできないの) うーん、何が何でも突っ立ってて、ここで・・・

菅波 話を通じるかどうかはともかくとして、動いてみてくださいよ。

堀 努力くらいしてくださいよ、そのくらい。今日が駄目なんだつたらね、どういう段取りでやれば会えるんだと。それが分かればそうしますよ。

菅波 空約束にしか聞こえないんですよ。いまここに座ってガーンとしているだけでは。

馬奈木 いや報告しましたで、それでお仕舞い。ねえ、またこの次おんなじ話。

堀 何であなた副大臣の心の中が分かるんですか。分からないでしょう、聞かないと。今日は駄目だけど、段取りは秘書に任せるというんだつたら、それはそれでいいじゃないですか。そしたら、その担当の方と話しますよ。

菅波 行って来ててくださいよ、お願いしますよ。

堀 こうやって漁業被害の実態もまとめてね、直接さっきお訴えしたんですよ。応えてくださいよ、そのくらい。何で我々会うこと出来ないんですか。

馬奈木 何であんたが突っ立ってね、一生懸命、弁慶じゃあるまいし。

堀 なんで隠すんですか。

馬奈木 あなたが大手広げてね、自分が盾になるなんて、そんな馬鹿なことないでしょ。

農水省 …

後藤 あなた何を守っているんですか、いったい。ここ農水省でしょう。何を守っているんですか。電話ぐらい出来るじゃないですか。会えんなら会えんでいいんです。でもどうして会えないかというのを大臣の口、副大臣の口から聞きたい、あなたの予想じゃなくて。10分休憩すればできることでしょう。できますよね、電話一本で済むんだから。

堀 出来ることを何であなたはしないんですか。

農水省 あの、それでは、ちょっとお時間を頂きまして、今おられるかどうかということも含めましてですね、ちょっと確かめさせていただきたいというふうに思います。

<休憩>

後藤 それでは回答の方からお願いします。

農水省 まことに恐縮なんですけれども、副大臣はいま外出中のごさいまして、本日は戻ってこないというふうに言われております。そういうことで、先程からの繰り返しにはなりませんけれども、今のこういうお話があったということは、私直接から責任をもってお伝えをさせて頂きたいと思っておりますので、そういうことでご了解を頂きたいというふうに思いますが。

岩井 返事、返事は。

馬奈木 あなた一方的に伝えて、そこでどこかに消えてしまうの。返事の仕方。

農水省 それは大臣にお伺いした上でということになるかと思いますが、副大臣。

馬奈木 副大臣がたとえば返事すると言われてましたんで返事しませんとかね、それを・・・

農水省 それも一つの返事ではあります。

馬奈木 そうですよ、だから何らかの返事をしてくださいって。このまま中途にどこかに消えてしまっ、またこの次来た時に同じ話をするのはかなわんと言ってるの。ご返事を前提に話を・・・

農水省 私が参った時は、そういうお話があったということ、責任をもって伝えさせてもらいます。

岩井 そうではなくて、ちゃんと返事をしてください。

堀 瀧戸さんが、何月何日にお伝えしましたと、誰それに伝えましたと。それは必ず大臣もしくは副大臣ですよ。それはいいですね。(農水省 はい) 今日はこのあと、瀧戸さんが、ご自身で副大臣、それから大臣に会いたいという要望があることを伝えますね、で、その回答については、誰にどういう格好で伝えてくれるんですか。

農水省 そこは副大臣なり大臣のご回答は・・・

堀 その回答を我々の方に、どういう形でお伝えいただけるんですか。

農水省 どうすればよろしいでしょうか。逆に・・・

陣内 大串先生・・・(発言者多数)

農水省 では先生の方に、何らかの形でお伝えを・・・(大串 紙で、紙で)・・・

大串 いつ大臣に上げて、こういうことだということによって、大臣に出掛けて頂きたいと、直接声を聞いて頂きたいということによって説明したと、それに対して大臣からは、こうこうこういうことで、いついつなら都合がつくので、いついつ来てほしいということだったという答えになるのかどうか分かりませんが、その部分を紙で私の事務所に頂ければと思います。

馬奈木 是非お願いします。一番極端な答える必要はない、という返事でも結構ですよ。

大串 言ってるのは、先程から繰り返しているように、いろんな論点、もう詰まってきた。開門ができない理由に関しても、かなり詰まってきた。あとは、かなり政治決断。やるかやらないか、ここに来ているというのは、皆さん、衆目の一致するところになってきているから、だから大臣の判断を求め、大臣に直接訴えたいと、そこは今申し上げたように、紙で、大臣の判断を書いて、私の方に頂きたいというふうに思います。

農水省 それはお答えさせて頂いているのは、同じ話になりますが、お会いをしたいという話があったとお伝えしたことについてのお考えということについてですね。

大串 誤解のないように、はい。

馬奈木 是非一回面会をさせていただきたい、私どもはそれをお願いしています。

農水省 そういうお話があったということにつきましては、責任を持ってお伝えさせていただきます。

羽生 その場で政治判断を求めたいと、そこまでお伝えください。

菅波 くだいようですけど、今回のために、それを事前にやっておいてほしかったんですよ。そういう趣旨だったということは、分かっていただけでしたね。

農水省 今日はこういうふうに、要請書頂いておりましたので、そういう形で私どもお答えをさせて頂いたというところではございますが、皆さんの思いがそうであったということは理解をさせて頂きました。

堀 それでその政治決断にかかわる話なんだけれども、それは要請項目の一番で、農業用水について、調整池ではない別水源を確保されたいという話で、これは従来からの、まあ今日の回答もおそらくそうなんだろうけれども、調整池の水があるからいいんだと、こういう回答になりますよね、今日の段階では。そうじゃなくて、調整池に代わる代替水源について、こういう方策は考えられる、費用はこれ位なんだということなども含めて、我々4つ提言しているじゃないですか、それぞれについての検討結果を出してください。そうでないと、政治決断の前提がないということになるんですよ。だから従来からの回答じゃなくて、それをちゃんとやるかどうかということをご聞きたい。

羽生 今の話は5月22日のチェック議員の会での話で、そこは農水省さんに対する、いわば宿題という形になっていましたので、当然23日以降、鋭意省内で検討が始まっているものと我々は認識をしております。その検討の結果を可及的速やかに提出願いたいと思います。

堀 現段階はどのような段階なんですか。どのような作業段階なんですか。

農水省 …

羽生 まさか検討してないなんては、仰らないでしょうね。

農水省 基本的にはこれまでお答えした通りでございます。（「は？」という声）

大串 この間、チェック議連の会を行った時に、一番最後に松野先生まとめられましたね。開門して、流速が速いがゆえに挟られて、それが海域に影響を与える云々の話については、そうならないような方法があるじゃないかという議論で、かなりそれで論点は潰れてきた。それに関して、もう少し議論を詰められるところがあるとするので代替水源、ここを詰めましょうと、そういう話で一応まとめ、終わって、それじゃあ次はそれを議論しましょうと、なったじゃないですか。それに対する代替水源をどう確保するのか、できるのかできないのか、私たちは出来ると思って四つ提案し、それに対して、一つ一つはどうかという点は検討しましょう、ということで終わったじゃないですか。これはどうなんですか。

農水省 私どもとしては、まさに今使える水源がある以上・・・（堀 それはさておいてという話で）・・・ということでございます。

羽生 じゃあ検討してないの？ 始まってないということ？

堀 そんなことを言うんじゃないかと思って、心配して今日来ただけけれども・・・

羽生 22日の話は、じゃあ何だったんですか。

堀 調整池があるからいいじゃないかという皆さん方のひとつの見解がある、それと我々のいう代替水源があるという見解があった。それはそれとして一応措きながら、代替水源の可能性という点については、これはどうかということでは検討素材にしてもいいのじゃないかという話だったじゃないですか。

羽生 あなた方、責任持ちきれぬのかな。去年と同じようにアオコが発生するだろうと、だいたい予測されています。そのアオコ水を相変わらず農業用水に使い続けるわけね。レタスとかジャガイモなんかにはマイクロシスチンが蓄積されて、それが消費者の口に入っても、それはもういいんだということですね。問題ないということでは、検討すらしめないということは。

馬奈木 起きないということは分かり切っているからと、仰っているんだよね。

羽生 全国どこの場所でも起きてないから、だから諫早でも起きないんだと。そんな科学的根拠も何もない話で通用するとは思えません。

大串 代替水源に関しては検討しないという、これも政治的な決断か何かがあるんですか。すなわち・・・

農水省 そのあたりの議論につきましては、また裁判等です、いろいろな議論（会場騒然）・・・

大串 裁判とは関係ないんです。行政の（菅波 裁判で誤魔化せると・・・）・・・行政は、いろんなことは考えて自分で出来るんです、裁判とは別に。これはもう行政と裁判は独立しているんだから、別々に。それで代替水源に関しては、どう確保するのかというのを検

討しないというのが、これまた農水省サイドで詰めた政治的な判断なんですか。それとも、そこに至る前に、なんかうやむやになっているんですか。これ、どうですか。

農水省 あのう私ども、なんとお答えすればいいんでしょうか、あの一、いずれにせよ私どもとしては代替水源を確保する必要性ということが認められない以上ですね、それについての議論ということの前提には立てないというところがございます。

大串 代替水源が必要でない理由について、調整池があるじゃないかという理屈に関しては、たくさん聞きました。ただ、それに関して、調整池に関して、開門していくとなると、これは代替水源はどうしていくのかというのを考える、それで代替水源の理屈というのが出てきているわけですよ、そういうふうな議論がこういうふうなバランスをとる議論であるにもかかわらず、なぜ代替水源を全く議論しないというような判断になるんですか。代替水源があれば、いろんな政策的可能性も出てくるんですよ。いろんな政策的可能性が出てくるんですよ。行政として判断する時に、いろんなバリエーション出てくるんですよ。にもかかわらず、それを判断しないで、代替水源はいらないんだというふうに蓋をしてしまう、その理屈は何かあるんですか。

農水省 その部分については、次回以降の宿題にさせていただきます。特に私が・・・(発言者多数) (菅波 前回の宿題やってないから信用できないじゃないですか)

宇野木 大臣は、代替はいらないと言ってるんですか。大臣はそういう措置をする必要はないと言ってるんでしょうか。

農水省 …

羽生 瀧戸さんね、そもそもは犬塚議員から、水門開放できない理由、これを一つ残らず全部挙げてくれというところから、話は今回始まっているわけですよ。その中で、当初皆さん方が出してきた理由の一つとして、干拓農地の灌漑用水がなくなってしまうという理由で挙げてきたんですよ、あなた方は。灌漑用水がなくなるという理由だったんですよ。今の調整池の水が、使える使えないの話じゃないんですよ。水門開いたら、確かに灌漑用水なくなりますよ。だから、だから我々は次の段階で、こういう四つの別の水源が可能性としてありうるから、それを検討してくださいという具合に提案をしたんです。だから次の農水省の作業とすれば、我々が提案したその四つの水源案について、中身を検討するというのが当然の話を順序じゃありませんか。

馬奈木 そして、この前のチェック議員の会の終わる時の総括は、次回は代替水源についての農水省の見解をお聞きしようねと言って終わったんじゃないんですか、さっき大串先生が・・・

大串 それが総括だったんですな。それは少なくとも検討しようということで終わっているわけです。検討していただかなければなりません。

馬奈木 今のようにお答にならなかったよね。

農水省 私どもとしては、検討するとまではお答えしたとは思っておりません。(発言者多数) 今時点で、私のお答えは、まあそれについては、いわゆる水源の水は使えているので、

それ以上検討する必要はないと考えているということになります。

羽生 だからその理屈は、いま開門が出来るか出来ないかという検討の議論の中では、別な次元の話なんですよ、調整池水が使えるか使えないかは。でしょう。だから、別水源で問題があって、どうしても調整池水を使わざるをえませんと、だから開門が出来ないんです、ということであれば、それなりの一貫性は保てるんです、農水省さんの理屈も。ところが、開門が可能かどうかを検討している時に、調整池水が使えるからという理屈は、論点のすれ違いでしかないです、これはすり替え、単なる。そういう理屈は通らないですよ。

大串 開門をする、しないという議論をずっとしてて、その不可能な理由としてね、開門した場合の水はどうするのかという論点があるから、水に関しては代替水源があるじゃないかということ、一つ一つブロックを積むように議論しているわけですね。だから代替水源、じゃあ、あるのかどうかという所に関する検討を、次は農水省からボールを返してもらおう段に来ているわけですよ。それを返さないという判断があるなら、その判断に対する理由を述べていただかないといけないし、そのボールをどう返してもらおうのか、返してもらわないといかんわけですね。それをお願いしたというのが、前回のチェック議連の最後だったわけですよ。それは分かりますよね。だから答えを返さないという判断があるんだったら、なぜ返さないのかと言っていたかかないといけないし、返すんだったら、こうこういう理由ですということ返してもらわないといけない。いずれにしても、理詰めの議論ですからね、ここはね。理詰めの議論をしましょうということなんです。

羽生 今日仰ってる調整池水が使えるからということであれば、じゃあアオコが発生しても使えるというふうに、あなた自身が保証するんですねと。で、それに対しては何にもお答えにならないんですよ。

堀 だってね、別水源があるけども、そこよりも調整池がいいという議論なら分かるんですよ。政治決断をするというふうにした場合に、開門の政治決断をする上では、じゃあ農業用水どうするのかという話は必ず出てくるじゃないですか。別水源の検討をしてなかったら、その政治決断の幅が狭まるんですよ。なんで事務方なのに、政治決断する人間に対して、材料を提供しないんですか。材料を提供してくださいって言うてるんです。

羽生 あなた方が判断するんじゃないよ。

農水省 そのあたりにつきましては、繰り返しになりますが、いま裁判でもやられておりますので（発言者多数）・・・

大串 裁判は裁判で・・・行政は行政で、我々行政の話をしましょうということなの。裁判でいろいろ述べられるでしょう、裁判でも論点になるかもしれない。その述べられる内容を私たちも議論しましょうと、行政の判断を議論しましょうということなんです。これまではいろんな行き違いがあるようなので、ロジックを詰めていきましょうという話ですから、こちら側からは、開門はできないんですかと、開門はできません、なぜなら代替水源はどうするんですか、代替水源はこういうのがありますよ、とここまで来ている。だから代替水源はこういうのがありますよと提案しているわけだから、それに関してはこうじゃない

ですかという、そのロジックを返してもらわないと、議論にならないじゃないですか。それを返して…

農水省 先生の仰る部分も、あの特に・・・という気持ちありますけれども、まさに今、裁判で同じ議論をずっとして・・・(堀 いや裁判を逃げ道にしないでくださいよ。じゃあ、裁判がなかったら今判断するんですか)(馬奈木 いやいや逆なんで…)全然別な所で、同じような、まさに場外でですね、(馬奈木 いやちょっと待った)・・・先生はおられますけれども、今日の皆さま方は、ほとんど皆さん裁判に参加されている方々でもございますし、そういう所でも同様の議論をさせて頂いているという中で、まずはそちらでですね、そういったようなことも、まあどういふふうな議論になるのかって言うのはありますでしょうけれども、そうさせて頂いた上でですね、その内容をもって、また先生方のほうにもご説明をさせて頂きたいと(堀 全然理由にならない)私どもとしては考えているところでございます。

大串 裁判で挙がっている論点に関しては、裁判外の行政の場で議論をしてはいけないという、何か法律か何かありましたっけ。

馬奈木 う～ん、いま場外と仰ったね。それ場外なのかね。

堀 裁判を逃げ道に使わないでくださいよ。

羽生 薬害問題だって、裁判やりながら国と直接交渉やっているじゃないですか。

馬奈木 どっちが場外で、どっちが本体なのかね。私どもは裁判の方が場外だと思っていますよ。本来、国民とね、国民の代表者である国会の議員の先生方、で国民自体が、行政とどうやっていくかというお話し合いをしましょうやと、それもきちんと議論しましょうよ、データ出し合ってと…

大串 あんまりそういうふうに仰ると、何がしかここで議論をしていくと、裁判に不利な情報が出ていく、というのを恐れられているのではないかとすら、たとえば薬害肝炎の時の例を見ても、思えてくる位の気がするんですよ。もしそうでなければ、正々堂々と議論できるのであれば、いろんな議論をここでやって、ま、やっちゃいけないという法律がありますかと聞いたんですけれども、私そういう法律はないと知っているんで、あえて聞いたけど、ないんですね、やっていいんです。だからやっていけないことはない、むしろ行政で判断しなけりゃならないことだと思うんです。だからその一つ一つを、ロジックを詰めていきましょうという話なんです。だから是非それをやりましょう。

堀 皆さん方がちゃんとしないから裁判になっているけど、ここでちゃんとするだったら裁判取り下げているんですよ。

馬奈木 裁判は場外ですよ、むしろ。原則はちゃんとやる、行政と。裁判が起こったら行政は全部問題シャットアウトして議論はいっさいしませんと、国民との間に話はしませんと、そんな馬鹿な議論がどこにありますか。裁判起こされたら行政は全部シャットアウトしますって、今あなたそう仰っているんだよね。そんな議論が成り立つと思うんですか。成り立つわけないでしょうが。

堀 裁判になったって、ちゃんと行政がするんだったら、そりゃ裁判証明しますよ。当然じゃないですか。裁判起こったら、裁判の必要性がないように、ちゃんとしたらどうですか。解決したら・・・

農水省 お互いに主張するところが全然違うわけですから・・・

馬奈木 それは裁判所の中でやる議論はやる議論、国民との間でやる議論はやる議論、国会の先生方とやる議論はやる議論、ちゃんと議論はありますよって。当たり前のことでしょが、ってそう言ってるわけです。

菅波 考え方が違うことは大前提ですよ。そのうえで材料を出し合っけてきちんと議論しようって言ってるわけじゃないですか。それをだから裁判とかなんとかって排除するのはやっぱ筋が違うんじゃないですか。

堀 しかも普通の裁判だって、裁判を起こした当事者間で裁判前に話をつけることなんかいくらでもありますよ。当たり前の話じゃないですか。

菅波 でたらめですよ、あなたの言ってること、本当に。

大串 公共事業チェック議連の会としても、議論を続けてきて、まさにこの間の所まで行ってるわけじゃないですか。国会議員我々としても、裁判に私たち返しているわけではないし、政策としてどうなのかというところを、まさにビルディングブロックのように詰めていきたいという思いがあって、あれやってるわけですね。だからチェック議連の会に対して裁判やってるからやりません、もうチェック議連の会もストップですという判断があるのかなのか、そんなこと私はあるとは思えないので、調整池に代わる代替水源の、私たちが提案した4案に関する評価、調査、そういうものに関しての考え方を聞かしてほしいということなんです。

農水省 お話があった部分に関しましては、上司に伝えさせて頂きたいと思います。(会場笑い)

?? そんなところも判断できないんですか。

堀 そのレベルで判断できるのは誰なんですか。そういう調査をしましょう、と。別水源についての、我々が提起しているものについて、水量はどうか、費用はどうか、そういう資料を作りましょうという判断をするのは誰なんですか。どのレベルなんですか。

羽生 部長ならいいんですか、局長？

農水省 …

吉野 課長補佐って言うことはないでしょうね。(会場笑い)(馬奈木 いやどうも課長補佐らしい)

堀 あなたはできないって言ってるんでしょう、判断は。今日は。

農水省 はい。

堀 でしょ。

吉野 だからあなたが言おうとしている上の人は何なたなんですか。どのポストなんですか。

農水省 まずは課長にお伝えしようと思っております。

堀 最終的には誰なんですか。実質判断するのは。

農水省 …

羽生 それも政治判断仰ぐのであれば、やっぱり大臣・副大臣に伝えてくださいよ。

農水省 …

大串 是非よく検討していただきたいんですけども、確かに裁判やってらっしゃる、これ事実関係としてある。ただ我々国会の場として、政策はどうかということを中心に評価したいので、開門するかどうか、それに関して調整池の水はどうか、その理屈の筋として代替水源はどうするのか、これ一つ一つ積み上がってきているわけですよ。で、それを積み上げていきましょうという、非常にそういう意味では地道なと言うか、理性的な行為をしていこうということなんです。それをやりましょう、ということなんです。それに対して、代替水源に関しては、お宅の主張に関してはこう思います、ということ伝えるということは、検討してこちら側に伝わってくるというのは、これ全然おかしいこととは思わないし、裁判があってもやれないはずはないと思うし、むしろ裁判があるからそのところ私たちとしては言えませんということであれば、何で言えないんですかということ、むしろきちっと私たちとしては問い詰めなければならないし、何がしか裏に何かあるんですかということすら、本当思いたくなるくらいの気持ちになっちゃう話ですね。是非これは理屈の積み上げですから、分析の積み上げですから、分析の積み上げを今後もしていきましょうという話なんです。非常に理性的な話でしょう。そこはよく議論してください。出来ない理由はほとんどない。出来ないという答えが返ってくるとすると、出来ないということに関して、ものすごい理屈を作らないといかんと思いますよ。そこは答えられるような理屈にはならないと思う。これは理詰めの話ですから。

堀 是非お願いしますよ。国会議員の先生方が、政策的な検討をする上で必要な資料だと仰っている。それを、やらないと言う理由はないと思う。

農水省 …

堀 で、その点については、どうなるんですか。今日は、あなたは権限がないことが分かった。今後はどうすればいいんですか。

農水省 …

堀 それは今日教えて下さいよ。

農水省 上にお伝えしますので、その結果ですね。

堀 それも併せて文書でお伝え（農水省 文書ですか）いただけるんですか。当然じゃないですか。

農水省 まあ検討させてください。

菅波 それだったらもうちょっと話の分かる人出て来ててくださいよ、本当に。これだけみんな集まって、時間割いて、一生懸命話しているのに、全然話のわからない人がわざわざ出てきてるみたいな感じするわけですよ。

堀 さっき課長に伝えると仰いましたが、課長さんがこの場にいたら、決断するんですか。出来るんですか。

農水省 そこまでは私の一存では、お答えはできません。

堀 できない。そしたらその中で伝えてください。実質的な判断は誰がするのか。そうでしょ。それも含めてお答えください。

?? じゃあ報告は…

大串 私のところで、はい。

馬奈木 それも大串先生の所にね。

農水省 そろそろ、お時間もあれですので、よろしいでしょうか。

馬奈木 いや、よくない。

大串 代替水源を私たちの方から提案してますから、代替水源に関してどう考えるんですかという非常に理詰めの所を質問しているわけだから、それに対してどう考えるのかというところは紙で、また返答をしていただきたいというふうに思います。

農水省 そういうお話があったということは、お伝えさせていただきたいと思います。

大串 はい。答えられないんだったら、答えない、答えられない理由も紙で、というふうにして頂きたいと思います。

吉野 特に誰が、誰が答えないと言う判断を下したかまで…

堀 そこは瀧戸さん個人の責任なんですよ、いいですか。あなたが誰に伝えて、どういうふうだったということをお伝えくださいよ。お願いしますよ。

岩井 ひとついいですか。松永さんからもちょっと出たんですが、大串先生にも国会で取り上げて頂いたんですが、小長井漁協で若林農水大臣が大串先生に答えられた、要するに事業、裁判をやるから、あるいは原告になるから、事業をやらないよってということは、これまで農政局も調査したけれども、これまでもやっていなかった、今後もやることはありませんという回答だったと思うんですが、小長井漁協の役員会で、原告になった連中は事業から辞退してもらわんといかんよということが、現実に行われているんですよ。そうすると農水大臣が答えたことと全く違うことが、現実小長井漁協でやられて、原告に不利なことを押し付けようとしているんですけれども、これについて調査し改善して頂きたいと思うんですが、いかがですか。

大串 ちょっと補足で。これ私さっき聞いてて、非常に由々しき問題だなと思ひましてね。大臣は国会で、この訴訟が行われたと言うことをもって、それを理由として、国から地方に行ってもらおうとしている補助事業等々について、なにがしかの違った判断することはありません、とこう明言されましたね。それは維持されていると私は信じていますし、それはそうだと思います、国会で行われたことですから。それともう一步、ひょっとしたら進んだ状況かなとも、私、話聞いて思っています。すなわち、補助事業はその受注主体に渡されている。しかしその受け手に渡されたところから、さらにそれを誰にその補助事業の受け手から分配されるところで、不利益な取り扱いが、訴訟している・しないで行われ

ている可能性があるというふうに、先程のお話は聞きました。もしそうであれば、補助事業の受注主体、受け手主体の補助事業実行体制に問題ありというふうに言わざるを得ないと思いますね。ですからそこは補助事業を行わせる、あるいは行ってもらふ補助対象、補助事業の受注主体に選ばれるわけですから、管理されるわけですから、補助金適格性適正化法の中に補助事業は適正に行われなければならない、報告もちゃんと受けなければならないとなっておりますね、そこはご存じだと思いますんで、補助事業がそういうふうな歪みとかなないように、適正に行われることを、きちんとやはり調査してもらいたい。そういうことではないということを確認した上で、やってもらいたい。今、松永さんからそういうふうな話があったんでね、そういうことが行われているかどうか、国会でも議論のところだから、是非調べてもらいたい、そういう事態が起こっていたのかどうか調べたうえで、これも私に報告を頂きたいと思います。

農水省 そのこのところにつきまして、補助金でございますから、法律なり要領・要綱に従ってきちんと厳正にやるということは当然のことでもありますので、その部分はあれでございますけれども、そこから先の部分についてですね、漁業者がどのような判断で、まあ漁協がですね、されてるかどうかということについてまで、私どもに調査をしろということにつきましてちょっと私ども、それは権限としてあるのかなというところはございますが。

大串 その権限は調べてください。すなわち、補助事業の受注者側が、受注してそれを皆で行う際に、裁判に入ってるかどうかによって、あなたには参加してもらいます、あなたには参加してもらいません、ということが補助金の制度上許されるかどうか、それをちょっと調べてもらっていいですか。これは事実問題ですから、調べてください。

農水省 たぶんその補助金は水産庁でございますので、水産庁の方にそのような話があったと伝えさせてもらいたいと思います。

大串 うんうん、伝えて。これ非常に深刻な問題で、補助金を実施する、補助金を渡して実施してもらふ人の実施方法が、いいのか悪いのかという問題で、当然補助金を渡す国の側としては、そこまできちんと管理しなくちゃいかん話なんですよ、補助金適正化法を前提にすると。それは、私は補助金というのは、補助金実施主体の中で、なにがしか裁判に入っているかどうかで、あなた入れます、あなた入れませんという判断をしてはいけないというふうに思いますけれども、それがそうになっているかどうか、これは事実関係ですから水産庁に調べてもらって…

農水省 法律、要領、要綱に照らして、適正な補助金の執行になっているかどうかと、(大串 そうそうそう) ということかと思えます。

大串 そこは私のところにきちんと報告してもらうようにお願いします。これは非常に気になったんで、お願いします。

馬奈木 今の関連でもう一つね、そういうことがあってはいけないことだという返答はいいんですよ。それは今、この場でお答えいただけますよね。

農水省 あのー、どうなのでしょう。一般論として、誰かが提訴権を奪うために無理やりそういうことをやるということが、世の中にあつていいということではないのかなとは思いますが、まあ正当な理由なくですね。

馬奈木 それははっきりしてますよね。もちろん農水省はそんなことは、あっちゃあいかんよと。もし農水省のお金の使い方の中で、そんなことがあったとしたら、それは間違ってるよと、言えるわけですよ。

農水省 その一般論と、私ども要領要綱に照らしたところですね、どこまで指導が出来るかということについては、水産庁の判断でございまして、ここで私がどうこう言うのは控えさせていただきたいと思います。

堀 指導できるかどうかの前提として、そんなことはあっちゃあいかんよと。

馬奈木 あっちゃあいかんよとは、もういいんだよね。

農水省 まあ正当な理由なくですけど。

大串 普通はあり得ない話ですね、普通はあり得ない。

馬奈木 はい。念のため、いらんこってすけど、一言申し上げておくと、国賠訴訟になった場合、補助金は当然、国賠訴訟の対象になりますものね。それはお解りですよ。

農水省 国もということですね。(馬奈木 そうです) はい、よく分かっております。

馬奈木 だから権限があるというふうに思うんですよ、調べるべき権限は。ないと、責任の取りようがないから。いらんことですけど、お調べいただくんでどうぞ、念のために付け加えておきます。権限あるに決まってると思ってますけど、はい。

後藤 はい、約二時間、すみません、長時間に及びました。今日は長い時間どうもありがとうございました。また、よろしくお願ひします。

以上

記録：羽生洋三（有明海漁民・市民ネットワーク）